

地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程

平成26年4月1日

規程第29号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、地方独立行政法人広島市立病院機構就業規則（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第16号。以下「就業規則」という。）第40条の規定に基づき、就業規則第2条第1項に規定する職員（同条第3項に規定する職員を除く。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規程の定めのない事項については、別に定める場合を除き、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「法」という。）その他の関係法令及び労使協定の定めるところによるものとする。

(給料)

- 第2条 各職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮して定める。
- 2 給料は、地方独立行政法人広島市立病院機構勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成26年地方独立行政法人広島市立病院機構規程第17号。以下「勤務時間等規程」という。）第3条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給与の支払)

- 第3条 職員の給与は、職員にその全額を支払わなければならない。ただし、法令又は法第24条第1項ただし書の規定に基づく協定がある場合には、法令又は当該協定に定められる金額を控除して支払うことができる。

(給料表)

- 第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 （別表1）
- (2) 医療職給料表
 - ア 医療職給料表(1) （別表2）
 - イ 医療職給料表(2) （別表3）

ウ 医療職給料表(3) (別表 4)

(3) 技能業務職給料表 (別表 5)

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。
- 3 広島市民病院長、広島市民病院特任病院長及び安佐市民病院長の給料月額は、前項の規定にかかわらず、別表 2 医療職給料表(1)の 5 級 1 号給から 4 号給までのいずれかの号給を適用し、理事長が定めるものとする。

(初任給)

第 5 条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号給は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

(職務の級の異動等の場合の号給等)

第 6 条 職員が 1 の職務の級から他の職務の級に移った場合又は 1 の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、理事長が別に定めるところにより決定する。

第 7 条 就業規則第 39 条第 2 項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の適用を受けた職員の給料月額は、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料月額に、勤務時間等規程第 4 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

- 第 8 条 職員の昇給は、理事長が別に定める場合を除き、毎年 4 月 1 日に、同日前 1 年間ににおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。
 - 3 55 歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57 歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは、「2 号給」とする。
 - 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、理事長が定める。

(給料の支給方法)

第9条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の1日から末日までとし、1給与期間につき、給料月額的全額を支給する。

- 2 給料の支給日は、別に定める。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給降給等により、給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、退職した職員が即日職員となったときは、その日の翌日から給料を支給する。

- 2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与支給細則（以下「細則」という。）で定めるものには、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

- 2 前項の規定による管理職手当の月額、同項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で、細則で定める。

(初任給調整手当)

第12条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内の期間、採用後細則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、第2号に掲げる職に係るものにあつては職務の級及び号給の別に応じて、初任給調整手当として支給する。

- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額 25万1,200円
- (2) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で細則で定めるもの 月額 2万1,400円
- 2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員のすべてに対して支給する。

- 2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。
 - (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円とする。
- 4 扶養親族としての子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,200円に特定期間にある当該扶養親族としての子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
- 3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合又は職員の扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に同号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第15条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員 100分の16
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の10

（住居手当）

第16条 住居手当は、職員で、当該職員又はその配偶者若しくは細則で定める者（次項第2号において「配偶者等」という。）が居住する住宅（貸間を含む。同項

各号において同じ。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っていると認められるものに支給する。ただし、地方独立行政法人広島市立病院機構(以下「法人」という。)の職員住宅に居住している職員その他細則で定める職員には支給しない。

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額)とする。

(1) 自ら居住するため住宅を借り受けている職員(細則で定める職員を除く。)

次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額(ア及びイに定める額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額1万2,300円を超え1万9,600円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,600円を控除した額

イ 月額1万9,600円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万9,600円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万円に加算した額

ウ ア及びイに該当する職員以外の職員 2,700円

(2) 第18条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者等が居住するための住宅(細則で定める住宅を除く。)を借り受けているもの 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で細則で定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満

であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、前項各号に掲げる職員の区分に応じて、6か月を超えない範囲内で1か月を単位として細則で定める期間（以下「支給単位期間」という。）につき細則で定める額（当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
- 3 通勤手当は、支給単位期間（細則で定める通勤手当にあつては、細則で定める期間）に係る最初の月の細則で定める日に支給する。
- 4 通勤手当を支給される職員につき、退職その他細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して細則で定める額を返納させるものとする。
- 5 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

（単身赴任手当）

- 第18条 勤務場所の異動又は住居を移転し、父母の疾病その他細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給することができる。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
- 2 単身赴任手当の月額、10万円の範囲内で、細則で定める。
 - 3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして細則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
 - 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当を支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当
- (2) 危険作業従事職員の特殊勤務手当
- (3) 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当
- (4) 医師の特殊勤務手当
- (5) 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当
- (6) 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当
- (7) 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当
- (8) 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当
- (9) 分べん業務従事職員の特殊勤務手当
- (10) 解剖従事職員の特殊勤務手当
- (11) 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当
- (12) 待機職員の特殊勤務手当
- (13) 看護職員の特殊勤務手当
- (14) 介助職員の特殊勤務手当
- (15) 特日勤務職員の特殊勤務手当
- (16) 管理職医療従事職員の特殊勤務手当
- (17) 応援診療業務従事職員の特殊勤務手当
- (18) 夜間休日手術従事手当

3 感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当は、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者に接触若しくはこれに接近して行う作業、感染症患者の死体若しくは病菌汚染物件に接触する作業又は人工透析業務を行う作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき290円の範囲内で理事長が定める。

4 危険作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が高所における作業、塩酸、硫酸等の有害物を取り扱う作業その他の危険な作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。

5 放射線取扱作業等従事職員の特殊勤務手当は、ラジウム放射線、エックス線その他の有害な放射線にさらされる作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき300円の範囲内で理事長が定める。

- 6 医師の特殊勤務手当は、医師又は歯科医師の資格を有する職員で医療業務その他理事長の定める業務に従事するものに対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき55,000円の範囲内で理事長が定める。
- 7 夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当は、理事長の定める職員が、勤務時間等規程第3条第1項に規定する正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき1,700円の範囲内で理事長が定める。
- 8 夜間救急医療業務従事職員の特殊勤務手当は、医師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる救急医療業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- 9 夜間看護業務従事職員の特殊勤務手当は、看護師、准看護師又は理事長がこれに準ずると認める職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
- 10 夜間介助業務従事職員の特殊勤務手当は、介助業務に従事する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務に従事したときに支給するものとし、手当の額は勤務1回につき5,300円の範囲内で理事長が定める。
- 11 分べん業務従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる業務に従事した主たる職員に対して支給するものとし、手当の額は分べん1回につき10,000円の範囲内で理事長が定める。
 - (1) 産科又は産婦人科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間（休日等（勤務時間等規程第7条の休日をいい、これらの休日のうち代休日を指定された休日にその割り振られた勤務時間の全部を勤務した当該休日については、当該休日に代わる代休日をいう。）における正規の勤務時間を除く。以下同じ。）となる分べん業務に従事したとき。
 - (2) 麻酔科の医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる、手術を伴う分べんに係る業務に従事したとき。
 - (3) 小児科又は総合周産期母子医療センターの医師が、分べん終了時刻が正規の勤務時間以外の時間となる分べんに立ち会い、引き続き当該分べんにより出生した新生児の診療に従事したとき。
 - (4) 助産師である看護師が分べん業務に従事したとき。

- 1 2 解剖従事職員の特殊勤務手当は、病理診断科に配置されている職員（医師を除く。）が解剖作業に従事したときに支給するものとし、手当の額は業務に従事した日1日につき1,400円の範囲内で理事長が定める。
- 1 3 医療社会事業等従事職員の特殊勤務手当は、医療社会事業の業務や精神疾患に係る患者と接する業務に従事する職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,500円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 4 待機職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合にそれぞれ支給するものとし、手当の額は待機及び勤務のそれぞれ1回につき6,800円の範囲内で理事長が定める。
 - (1) 救急患者の来院に対処するため自宅待機を命ぜられたとき。
 - (2) 前号により自宅待機を命ぜられた時間において呼び出され、業務に従事したとき（分べん業務に従事した職員の特殊勤務手当が支給される場合を除く。）。
- 1 5 看護職員の特殊勤務手当は、看護師又は准看護師に対し支給するものとし、手当の額は勤務1か月につき当該職員の給料月額の100分の4の範囲内で理事長が定める。
- 1 6 介助職員の特殊勤務手当は、看護師の指示のもと患者の介助業務を行う職員及び理事長がこれに準ずると認める職員に対し支給するものとし、手当の額は、勤務1か月につき6,200円の範囲内又は業務に従事した日1日につき310円の範囲内で理事長が定める。
- 1 7 特日勤務職員の特殊勤務手当は、職員が、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務したときに支給するものとし、手当の額は勤務1日につき6,500円の範囲内で理事長が定める。
- 1 8 管理職医療従事職員の特殊勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち理事長が定める職員（医師に限る。）が、正規の勤務時間外に業務を行った場合に理事長の定める時間の範囲内で支給するものとし、手当の額は業務に従事した時間1時間につき6,000円の範囲内で理事長が定める。
- 1 9 応援診療業務従事職員の特殊勤務手当は、医師又は歯科医師が診療又は宿直のため、理事長が認める病院へ応援派遣され当該業務に従事した場合に支給するものとし、手当の額は勤務1回につき107,000円の範囲内で理事長が定める。
- 2 0 夜間休日手術従事手当は、看護師又は臨床工学技士が深夜又は休日において行われる手術に従事したときに支給するものとし、手当の額は手術1回につき2,500円の範囲内で理事長が定める。
- 2 1 前各項に規定するもののほか、特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、理

事長が定める。

（給与の減額）

第20条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第7条に規定する国民の祝日に関する法律に規定する休日（勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）、12月29日から翌年1月3日までの日（勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）及び8月6日（勤務時間等規程第8条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「8月6日の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）又は疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）のため引き続き90日（精神障害の場合は180日、結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病の場合は1年）を超えて勤務しないときは、給料及びこれに対する地域手当は、半額を減じて支給する。

3 前2項の規定による減額は、減額すべき事実の生じた日の属する月又はその翌月分の給与から行う。

（時間外勤務手当）

第21条 正規の勤務時間を超えて勤務を命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ勤務時間等規程第3条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（細則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 3 育児短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。
- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が定めるものを除く。）の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等規程第8条第1項に規定する代休時間を指定された場合において、当該代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する細則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する細則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第22条 祝日法による休日等、年末年始の休日等及び8月6日の休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務しても、休日勤務手当は支給されない。

(夜間勤務手当)

第23条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 第20条から前条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあっては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額にあっては給料の月額及びこれに対する地域手当の月額、初任給調整手当の月額並びに細則で定める特殊勤務手当の月額の合計額にそれぞれ12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に17を乗じたもの(育児短時間勤務職員にあっては、7時間45分に17を乗じたものに、勤務時間等規程第4条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じたもの)を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第25条 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を宿日直手当として支給する。

- (1) 医師 13,500円
- (2) 医師以外 6,400円

2 前項の勤務は、第21条から第23条までの勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等規程第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等、年末年始の休日等若しくは8月6日の休日等（次項において「休日等」という。）に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第11条第1項の規定に基づく細則で規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外に勤務した場合は、これらの職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき1万2,000円を超えない範囲内において細則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して細則で定める勤務にあっては、その額の100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において細則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、細則で定める。

（期末手当）

第27条 職員で、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当の支給基準日」という。）に在職するものには、期末手当を支給する。期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第33条第6項の規定の適用を受ける職員及び細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の107.5を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員（第30条第2項において「特定管理職員」という。）にあっては、3月に支給する場合においては100分の40、6月及び12月に支給する場合においてはそれぞれ100分の87.5を乗じて得た額）に、期末手当の支給基準日以前3か月以内（期末手当の支給基準日が12月1日であるときは、6か月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
期末手当の支給基準日が3月1日又は6月1日である場合	期末手当の支給基準日が12月1日である場合	

3 か月	6 か月	1 0 0 分の 1 0 0
2 か月 1 5 日以上 3 か月未満	5 か月以上 6 か月未満	1 0 0 分の 8 0
1 か月 1 5 日以上 2 か月 1 5 日未満	3 か月以上 5 か月未満	1 0 0 分の 6 0
1 か月 1 5 日未満	3 か月未満	1 0 0 分の 3 0

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその期末手当の支給基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額（育児短時間勤務職員の給料の月額にあっては、当該月額を算出率で除して得た額。次項において同じ。）並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して細則で定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して細則で定める職員の区分に応じて 1 0 0 分の 2 0 を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額（細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に 1 0 0 分の 2 5 を超えない範囲内で細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

第 2 8 条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の期末手当の支給基準日に係る期末手当（第 4 号に係る者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第 4 5 条第 4 号に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に就業規則第 2 3 条第 1 項の規定により解雇された職員
- (3) 期末手当の支給基準日前 1 か月以内又は期末手当の支給基準日から当該期末手当の支給基準日に対応する期末手当の支給日の前日までの間に退職した職員（前 2 号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該期末手当の支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第29条 理事長は、期末手当の支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の支給基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。

(勤勉手当)

第30条 職員で、6月1日及び12月1日（以下「勤勉手当の支給基準日」という。）に在職するものには、勤勉手当の支給基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、勤勉手当を支給する。勤勉手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、細則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 第27条第3項及び第4項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第30条第2項」と、「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、「次項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第4項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「第30条第3項において準用する第27条第3項」と、「第2項」とあるのは「第30条第2項」と読み替えるものとする。

- 4 前2条の規定は、勤勉手当の支給について準用する。この場合において、これらの規定中「期末手当」とあるのは「勤勉手当」と、第28条中「前条第1項」とあるのは「第30条第1項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第30条第4項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第31条 第21条から第23条までの規定は、第11条第1項の規定に基づく細則で定める職にある職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第32条 管理職手当、扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は、細則で定める。

(休職者の給与)

- 第33条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり休職にされたときは、その休職の期間中、これに期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患又は原子爆弾の放射能による疾病にかかり就業規則第14条第1項第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前2項以外の傷病又は心身の障害により就業規則第14条第1項第1号又は第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が就業規則第14条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が就業規則第14条第1項第5号及び第6号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、水難、火災その他の災害により生死不明又は所在不明となり休職にされた場合で、その災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、これらのそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 職員が就業規則第14条第1項第7号及び第9号に定める事由に該当して休職にされたときは、その休職期間中の給料等については別に理事長が定める。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内に期末手当の支給基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、細則で定める職員その他理事長が定める者については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第28条及び第29条の規定を準用する。この場合において、第28条中「前条第1項」とあるのは「第33条第6項」と、同条第4号中「次条第1項」とあるのは「第33条第7項において準用する第29条第1項」と読み替えるものとする。

(派遣職員の給与等)

- 第34条 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）に基づき広島市から派遣された職員及び広島市を退職後採用された職員で理事長が定める職員の給与等については、この規程の規定にかかわら

ず、理事長が定めるものとする。

(口座振替による支払)

第35条 給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日から平成27年3月31日までの間における第16条第2項の規定の適用については、同項中「1万7,000円」とあるのは「1万3,700円」と、「6,700円」とあるのは「7,900円」とする。

3 職員が、理事長が定める期間に、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルスを指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。）に感染するおそれのある作業であつて理事長が定めるものに従事したときは、感染症防疫作業等従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第19条第3項の規定は適用しない。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき3,000円（心身に著しい負担を与えるものとして理事長が定める作業に従事した場合にあつては、4,000円）の範囲内で理事長が定める。

5 次に掲げる職員が、理事長が定める期間に、理事長が認める業務のため、理事長が認める病院等へ応援派遣され当該業務に従事した場合は、応援診療業務等従事職員の特殊勤務手当を支給する。

(1) 医師

(2) 歯科医師

(3) 医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職種である職員

6 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき20,000円の範囲内で理事長が定める。

7 第5項の場合において、第19条第19項の規定は適用しない。

附 則（平成26年9月10日規程第46号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成 26 年 11 月 25 日規程第 47 号）

この規程は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 19 日規程第 52 号）

- 1 この規程は、平成 26 年 12 月 25 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第 27 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成 26 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規程第 11 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 30 日規程第 23 号）

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 24 日規程第 28 号）

- 1 この規程は、平成 27 年 12 月 24 日から施行する。
- 2 この規定による改正後の同規程の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 1 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 2 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第 27 条第 2 項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 第 1 条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の規定に基づいて平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。
- 4 平成 28 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

- 5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その受ける給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額が同日において受けていた給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下この項において「切替日前給料月額等」という。）に達しないこととなる者（理事長が定める職員を除く。）の切替日から平成33年3月31日までの給料月額は、その者の号給に応じた第2条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）別表第1から別表第5までの給料表に定める給料月額にかかわらず、切替日前給料月額等を100分の110で除して得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）について、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、同日から引き続き給料表の適用を受ける職員の切替日から平成33年3月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、同項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 7 切替日から平成33年3月31日までの間に新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められるときは、当該新たに第2条による改正後の規程の給料表の適用を受けることとなった職員の切替日から同月31日までの給料月額について、理事長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、必要な調整を行うことができる。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成28年3月30日規程第8号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日規程第26号）

- 1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定並びに附則第4項から第7項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第9項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成28年4月1日か

らこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

- 4 第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間における同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（次項及び第6項において「第2条による改正後の規程」という。）第13条第3項及び第14条の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは「に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての配偶者」という。）については1万1,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき7,500円（職員に配偶者が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族としての父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族としての子が不在の場合にあっては、そのうち1人については1万円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、「(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「
- (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族としての子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以降の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）」
- (3) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」
- (4) 扶養親族としての子又は扶養親族としての父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」
- と、同条第3項中「場合又は」とあるのは「場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は」と、同項後段中「同号」とあるのは「第1項第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者

のないものが扶養親族としての配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族としての配偶者又は扶養親族としての子を有するに至った場合の当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族としての父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族としての子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族としての父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

- 5 前項の規定は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項及び第14条の規定の適用について準用する。この場合において、前項中「1万1,500円」とあるのは「9,500円」と、「7,500円」とあるのは「8,500円」と、「1万1,000円」とあるのは「1万500円」と、「1万円」とあるのは「8,500円」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 6 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第2条による改正後の規程第13条第3項の規定の適用については、同項中「及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円」とあるのは、「に該当する扶養親族については7,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族としての子」という。）については1人につき1万円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」とする。
- 7 第2条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（以下この項において「第2条による改正前の規程」という。）第16条第2項第2号又は第3号（同項第2号に係る部分に限る。）の規定により平成29年3月の住居手当を支給された職員であって、第2条の規定の施行の日以後引き続きその所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）に当該職員又はその配偶者等（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第16条第1項に規定する配偶者等をいう。）が居住している者（理事長の定めるこれに準ずる者を含む。）については、第2条による改正前の規程第16条第1項及び第2項の規定は、平成33年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

この場合において、同項第2号中「6, 700円」とあるのは、第2条の規定の施行の日から平成30年3月31日までの間については「5, 400円」と、同年4月1日から平成31年3月31日までの間については「4, 100円」と、同年4月1日から平成32年3月31日までの間については「2, 800円」と、同年4月1日から平成33年3月31日までの間については「1, 400円」とする。

8 第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

9 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第2条の」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）第1条の」に改め、「（第7項において「第2条による改正後の規程」という。）」を削る。

附則第7項中「間に新たに第2条による改正後の規程」を「間に新たに地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程第1条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に、「当該新たに第2条による改正後の規程」を「当該同条の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程」に改める。

附 則（平成29年12月21日規程第11号）

1 この規程は、平成29年12月27日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第1条による改正後の規程」という。）及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程

（平成28年規程第1号）附則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

- 5 地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

附則第5項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に、「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成28年規程第26号）」を「地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程（平成29年規程第11号）」に改める。

附則第6項中「切替日から」を「平成29年4月1日から」に改める。

附則第7項中「切替日から同月31日」を「平成29年4月1日から平成33年3月31日」に改める。

附 則（平成30年3月30日規程第7号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月25日規程第23号）

- 1 この規程は、平成30年12月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程第27条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の同規程（同項において「第1条による改正後の規程」という。）及び附則第5項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成28年規程第1号）附則の規定は、平成30年4月1日（次項において「適用日」という。）から適用する。
- 3 第1条の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程又は附則第5項の規定による改正前の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定に基づいて適用日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、第1条による改正後の規程又は同項の規定による改正後の地方独立行政法人広島市立病院機構職員給与規程の一部を改正する規程附則の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成31年3月29日規程第2号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月24日規程第23号）

この規程は、令和元年12月24日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月29日規程第15号）

この規程は、令和2年6月30日から施行し、改正後の附則第3項から第4項までの規定は、令和2年1月30日から適用する。

附 則（令和３年２月８日規程第４号）

この規程は、令和３年２月８日から施行し、改正後の附則第５項から第７項までの規定は、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和３年３月１２日規程第１３号）

この規程は、令和３年３月１２日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２６日規程第１７号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

別表1

事務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	134,400	158,100	216,400	261,100	315,500	355,400	400,000
2	135,400	160,100	218,400	263,000	317,800	357,900	402,600
3	136,400	162,000	220,400	264,900	320,100	360,400	405,200
4	137,400	163,900	222,400	266,800	322,400	363,000	407,800
5	138,400	165,700	224,200	268,500	324,500	365,400	410,200
6	139,500	167,700	226,000	270,700	326,500	367,900	412,600
7	140,600	169,700	227,800	272,900	328,500	370,400	415,000
8	141,700	171,600	229,600	275,100	330,500	373,000	417,400
9	142,800	173,400	231,000	277,000	332,200	375,500	419,700
10	143,900	175,300	232,900	279,100	334,300	378,000	422,100
11	145,000	177,200	234,800	281,200	336,500	380,500	424,500
12	146,100	179,100	236,700	283,400	338,700	383,000	426,900
13	147,200	181,000	238,700	285,300	340,700	385,400	429,100
14	148,400	182,700	240,600	287,600	342,600	387,700	431,400
15	149,600	184,400	242,500	289,900	344,500	390,000	433,700
16	150,800	186,100	244,400	292,200	346,500	392,400	436,100
17	152,000	187,600	246,300	294,200	348,200	394,700	438,300
18	153,400	189,300	247,900	296,500	349,900	396,800	440,600
19	154,800	191,000	249,500	298,800	351,700	398,900	442,900
20	156,200	192,700	251,100	301,100	353,400	401,100	445,300
21	157,700	194,100	252,500	303,300	355,000	403,200	447,600
22	159,200	196,000	254,200	305,200	356,600	405,200	449,400
23	160,700	197,900	255,900	307,200	358,200	407,200	451,200
24	162,100	199,800	257,600	309,200	359,800	409,200	453,100
25	163,400	201,500	259,100	311,000	361,300	411,100	454,800
26	165,500	203,300	260,800	313,100	363,300	413,000	456,500
27	167,600	205,100	262,400	315,200	365,400	414,900	458,300
28	169,700	206,900	264,100	317,400	367,500	416,800	460,100
29	171,600	208,200	265,700	319,300	369,400	418,600	461,700
30	173,600	209,900	267,100	321,400	371,500	420,100	462,600
31	175,600	211,600	268,600	323,500	373,600	421,700	463,500
32	177,600	213,400	270,100	325,700	375,700	423,300	464,400

33	179,500	215,100	271,300	327,700	377,600	424,700	465,300
34	181,300	216,700	273,100	329,800	379,500	426,100	466,100
35	183,100	218,300	274,900	332,000	381,500	427,500	466,900
36	184,900	220,000	276,800	334,200	383,500	429,000	467,700
37	186,500	221,400	278,600	336,200	385,300	430,300	468,300
38	188,100	223,100	280,600	338,200	386,900	431,400	469,100
39	189,700	224,800	282,500	340,200	388,500	432,500	469,900
40	191,300	226,600	284,400	342,300	390,100	433,600	470,700
41	192,700	228,200	286,200	344,100	391,500	434,500	471,400
42	194,300	229,900	288,100	345,800	392,800	435,300	472,200
43	195,900	231,600	290,000	347,600	394,100	436,100	473,000
44	197,500	233,300	292,000	349,400	395,400	436,900	473,800
45	198,900	234,900	293,600	350,900	396,700	437,600	474,600
46	200,500	236,300	295,500	352,400	397,600	438,500	475,300
47	202,100	237,700	297,400	353,900	398,600	439,400	476,000
48	203,700	239,100	299,300	355,500	399,600	440,400	476,700
49	205,400	240,600	301,000	356,900	400,400	441,300	477,500
50	207,000	242,100	302,800	358,100	401,400	442,000	478,300
51	208,600	243,600	304,600	359,400	402,400	442,700	479,100
52	210,200	245,100	306,500	360,600	403,400	443,500	479,900
53	211,600	246,400	308,000	361,500	404,200	444,200	480,500
54	213,000	248,000	309,800	362,800	405,000	444,900	481,200
55	214,300	249,600	311,600	364,200	405,900	445,600	481,900
56	215,700	251,200	313,500	365,500	406,700	446,300	482,600
57	217,100	252,700	315,100	366,700	407,300	446,900	483,300
58	218,400	254,500	316,800	367,800	408,000	447,600	484,000
59	219,600	256,300	318,500	368,900	408,800	448,300	484,700
60	220,900	258,100	320,300	370,000	409,600	449,000	485,400
61	221,800	259,700	321,900	371,000	410,200	449,500	486,100
62	223,000	261,300	323,600	371,900	411,000	450,100	486,800
63	224,100	263,000	325,300	372,800	411,800	450,700	487,500
64	225,300	264,700	327,000	373,700	412,500	451,300	488,200
65	226,200	266,100	328,600	374,500	413,100	451,900	488,900
66	227,400	267,400	330,000	375,300	413,800	452,500	489,700
67	228,500	268,700	331,400	376,100	414,500	453,100	490,500
68	229,600	270,000	332,800	376,900	415,200	453,700	491,300

69	230,400	271,100	334,000	377,500	415,800	454,400	491,900
70	231,500	272,400	335,200	378,400	416,600	455,100	
71	232,500	273,800	336,500	379,300	417,400	455,800	
72	233,600	275,100	337,800	380,200	418,200	456,500	
73	234,400	276,200	338,800	380,900	418,800	457,100	
74	235,500	277,500	340,200	382,000	419,300	457,700	
75	236,500	278,900	341,700	383,100	419,800	458,300	
76	237,600	280,300	343,200	384,200	420,400	458,900	
77	238,400	281,400	344,400	385,100	420,900	459,400	
78	239,400	282,700	346,100	385,800	421,500	460,100	
79	240,400	283,900	347,800	386,600	422,100	460,800	
80	241,400	285,200	349,500	387,400	422,700	461,500	
81	242,100	286,500	351,000	388,000	423,100	462,000	
82	243,200	287,600	352,500	388,800	423,700		
83	244,300	288,800	353,900	389,700	424,300		
84	245,400	290,000	355,400	390,600	424,900		
85	246,300	290,900	356,600	391,300	425,500		
86	247,100	292,000	357,800	392,000	426,100		
87	247,900	293,200	359,100	392,700	426,700		
88	248,700	294,400	360,400	393,400	427,300		
89	249,400	295,400	361,500	393,900	427,800		
90	250,100	296,400	362,300	394,700	428,300		
91	250,800	297,400	363,100	395,500	428,800		
92	251,500	298,400	363,900	396,300	429,400		
93	252,000	299,100	364,500	396,900	429,900		
94	252,500	300,000	365,200	397,700	430,500		
95	253,000	300,900	365,900	398,500	431,100		
96	253,500	301,800	366,600	399,300	431,700		
97	253,900	302,600	367,100	400,200	432,200		
98		303,500	367,800	400,700	432,800		
99		304,400	368,500	401,200	433,400		
100		305,300	369,200	401,700	434,000		
101		305,900	369,800	402,300	434,400		
102		306,700	370,400	402,800			
103		307,600	371,000	403,300			
104		308,500	371,600	403,800			

105		309,100	372,300	404,300			
106		309,700	372,800	404,800			
107		310,300	373,300	405,300			
108		310,900	373,800	405,800			
109		311,400	374,200	406,300			
110		311,900	374,700	406,800			
111		312,400	375,200	407,300			
112		312,900	375,700	407,800			
113		313,200	376,100	408,300			
114		313,700	376,600	408,800			
115		314,200	377,100	409,300			
116		314,700	377,600	409,800			
117		315,200	377,900	410,400			
118		315,700	378,400	410,900			
119		316,200	378,900	411,400			
120		316,700	379,400	411,900			
121		317,100	380,000	412,500			
122				413,100			
123				413,700			
124				414,300			
125				414,800			
126				415,400			
127				416,000			
128				416,600			
129				417,000			

備考 この表は、診療情報管理士、生活支援員、医療ソーシャルワーカー又は歩行訓練士も含めた他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、就業規則第2条第3項の職員を除く。

医療職給料表(1)に係る給料月額

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円
1	239,100	328,700	393,500	468,000	530,700
2	241,500	331,700	396,400	470,300	588,400
3	243,900	334,700	399,300	472,600	652,000
4	246,300	337,600	402,100	474,900	724,600
5	248,600	340,300	404,700	476,900	780,200
6	252,400	343,600	407,500	479,100	838,900
7	256,200	346,700	410,300	481,300	917,400
8	259,900	349,800	413,000	483,500	
9	263,500	352,700	415,300	485,500	
10	267,400	355,900	418,000	487,600	
11	271,300	359,000	420,600	489,700	
12	275,200	362,100	423,200	491,800	
13	279,100	364,900	425,500	493,900	
14	283,000	368,600	428,000	496,000	
15	286,800	372,200	430,500	498,100	
16	290,700	375,800	432,900	500,200	
17	294,400	379,100	435,000	502,200	
18	298,100	381,900	437,400	504,200	
19	301,600	384,700	439,800	506,200	
20	305,200	387,500	442,100	508,100	
21	308,600	390,100	444,000	509,900	
22	312,300	392,700	446,400	511,800	
23	316,000	395,300	448,800	513,700	
24	319,700	397,900	451,100	515,500	
25	323,400	400,000	453,200	517,200	
26	327,000	402,300	455,500	519,000	
27	330,500	404,600	457,800	520,800	
28	334,000	406,900	460,100	522,600	
29	337,200	408,900	462,100	524,200	
30	340,100	411,000	464,400	526,000	
31	342,900	413,100	466,600	527,800	
32	345,600	415,200	468,800	529,600	

33	348,100	417,100	470,800	531,300	
34	350,600	419,100	472,900	533,100	
35	353,000	421,100	475,000	534,900	
36	355,400	423,100	477,100	536,600	
37	357,500	424,900	479,200	538,200	
38	359,900	426,900	481,000	539,800	
39	362,300	428,900	482,800	541,400	
40	364,700	430,900	484,600	543,000	
41	366,900	432,700	486,200	544,500	
42	368,400	434,500	488,000	545,900	
43	369,900	436,300	489,800	547,300	
44	371,400	438,100	491,600	548,600	
45	372,500	439,800	493,200	549,800	
46	374,000	441,600	495,000	550,800	
47	375,500	443,400	496,700	551,800	
48	376,900	445,200	498,400	552,800	
49	378,000	446,900	500,000	553,800	
50	379,000	448,700	501,300	554,700	
51	380,000	450,500	502,600	555,600	
52	381,000	452,300	503,900	556,500	
53	381,800	453,900	505,000	557,300	
54	382,700	455,100	506,300	558,200	
55	383,600	456,300	507,600	559,100	
56	384,500	457,500	508,900	560,000	
57	385,200	458,700	510,000	560,900	
58	386,100	459,700	510,900	561,800	
59	387,000	460,700	511,800	562,700	
60	387,900	461,700	512,700	563,600	
61	388,500	462,500	513,500	564,500	
62	389,000	463,200	514,400	565,400	
63	389,500	463,900	515,300	566,300	
64	390,000	464,600	516,200	567,200	
65	390,200	465,300	516,900	568,000	
66	390,700	466,000	517,800	568,900	
67	391,200	466,600	518,700	569,800	
68	391,600	467,200	519,600	570,700	

69	391,900	467,600	520,400	571,600	
70	392,400	468,300	521,300	572,500	
71	392,900	469,000	522,200	573,400	
72	393,300	469,600	523,100	574,300	
73	393,600	470,100	523,800	575,200	
74		470,800	524,700	576,100	
75		471,500	525,600	577,000	
76		472,100	526,500	577,900	
77		472,600	527,300	578,600	
78		473,200	528,200	579,500	
79		473,800	529,100	580,400	
80		474,400	530,000	581,300	
81		474,900	530,800	582,100	
82		475,500	531,700		
83		476,100	532,600		
84		476,700	533,500		
85		477,100	534,200		
86			535,100		
87			536,000		
88			536,900		
89			537,700		
90			538,600		
91			539,500		
92			540,400		
93			541,200		
94			542,100		
95			543,000		
96			543,900		
97			544,700		
98			545,600		
99			546,500		
100			547,400		
101			548,200		
102			549,100		
103			550,000		
104			550,900		

105			551,600		
106			552,500		
107			553,400		
108			554,300		
109			554,900		
110			555,800		
111			556,700		
112			557,600		
113			558,400		

備考 この表は、医療業務に従事する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)に係る給料月額

職務の級 号 給	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額	6 級 給 料 月 額	7 級 給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	134,400	160,300	216,400	261,100	315,500	355,400	400,000
2	135,400	161,700	218,400	263,000	317,800	357,900	402,600
3	136,400	163,100	220,400	264,900	320,100	360,400	405,200
4	137,400	164,500	222,400	266,800	322,400	363,000	407,800
5	138,400	165,700	224,200	268,500	324,500	365,400	410,200
6	139,500	167,700	226,000	270,700	326,500	367,900	412,600
7	140,600	169,700	227,800	272,800	328,500	370,400	415,000
8	141,700	171,600	229,600	275,000	330,500	373,000	417,400
9	142,800	173,400	231,000	277,000	332,200	375,500	419,700
10	143,900	175,300	232,900	279,100	334,400	378,000	422,100
11	145,000	177,200	234,800	281,200	336,600	380,500	424,500
12	146,100	179,100	236,700	283,400	338,800	383,000	426,900
13	147,200	181,000	238,700	285,300	341,000	385,400	429,100
14	148,400	182,700	240,600	287,600	342,900	387,700	431,400
15	149,600	184,400	242,500	289,900	344,800	390,000	433,700
16	150,800	186,100	244,400	292,200	346,800	392,400	436,100
17	152,000	187,600	246,300	294,200	348,500	394,700	438,300
18	153,400	189,300	247,900	296,500	350,300	396,800	440,600
19	154,800	191,000	249,500	298,800	352,200	398,900	442,900
20	156,200	192,700	251,100	301,100	354,000	401,100	445,300
21	157,700	194,100	252,500	303,300	355,700	403,200	447,600
22	159,200	196,000	254,200	305,200	357,400	405,200	449,400
23	160,700	197,900	255,900	307,200	359,100	407,200	451,200
24	162,100	199,800	257,600	309,200	360,800	409,200	453,100
25	163,400	201,500	259,100	311,000	362,300	411,100	454,800
26	165,500	203,300	260,800	313,100	364,400	413,000	456,500
27	167,600	205,100	262,400	315,200	366,600	414,900	458,300
28	169,700	206,900	264,100	317,400	368,800	416,800	460,100
29	171,600	208,200	265,700	319,300	370,800	418,600	461,700
30	173,600	209,900	267,100	321,400	372,700	420,100	462,600
31	175,600	211,600	268,600	323,500	374,600	421,700	463,500
32	177,600	213,400	270,100	325,700	376,600	423,300	464,400

33	179,500	215,100	271,300	327,700	378,500	424,700	465,300
34	181,300	216,700	273,100	329,800	380,400	426,100	466,100
35	183,100	218,300	274,900	332,000	382,400	427,500	466,900
36	184,900	220,000	276,800	334,200	384,300	429,000	467,700
37	186,500	221,400	278,600	336,200	386,100	430,300	468,300
38	188,100	223,100	280,600	338,200	387,700	431,400	469,100
39	189,700	224,800	282,500	340,200	389,300	432,500	469,900
40	191,300	226,600	284,400	342,300	391,000	433,600	470,700
41	192,700	228,200	286,200	344,100	392,500	434,500	471,400
42	194,300	229,900	288,100	345,800	394,000	435,300	472,200
43	195,900	231,600	290,000	347,600	395,400	436,100	473,000
44	197,500	233,300	292,000	349,400	396,900	436,900	473,800
45	198,900	234,900	293,600	350,900	398,400	437,600	474,600
46	200,500	236,300	295,500	352,400	399,500	438,500	475,300
47	202,100	237,700	297,400	353,900	400,600	439,400	476,000
48	203,700	239,100	299,300	355,500	401,700	440,400	476,700
49	205,400	240,600	301,000	356,900	402,600	441,300	477,500
50	207,000	242,100	302,800	358,100	403,600	442,000	478,300
51	208,600	243,600	304,600	359,400	404,600	442,700	479,100
52	210,200	245,100	306,500	360,600	405,600	443,500	479,900
53	211,600	246,400	308,000	361,500	406,500	444,200	480,500
54	213,000	248,000	309,800	362,800	407,300	444,900	481,200
55	214,300	249,600	311,600	364,200	408,100	445,600	481,900
56	215,700	251,200	313,500	365,500	408,900	446,300	482,600
57	217,100	252,700	315,100	366,700	409,500	446,900	483,300
58	218,400	254,500	316,800	367,800	410,200	447,600	484,000
59	219,600	256,300	318,500	368,900	411,000	448,300	484,700
60	220,900	258,100	320,300	370,000	411,800	449,000	485,400
61	221,800	259,700	321,900	371,000	412,400	449,500	486,100
62	223,000	261,300	323,600	371,900	413,100	450,100	486,800
63	224,100	263,000	325,300	372,800	413,900	450,700	487,500
64	225,300	264,700	327,000	373,700	414,700	451,300	488,200
65	226,200	266,100	328,600	374,500	415,300	451,900	488,900
66	227,400	267,400	330,000	375,300	416,000	452,500	489,700
67	228,500	268,700	331,400	376,100	416,700	453,100	490,500
68	229,600	270,000	332,800	376,900	417,400	453,700	491,300

69	230,400	271,100	334,000	377,500	418,100	454,400	491,900
70	231,500	272,400	335,200	378,400	418,800	455,100	
71	232,500	273,800	336,500	379,300	419,500	455,800	
72	233,600	275,100	337,800	380,200	420,300	456,500	
73	234,400	276,200	338,800	380,900	421,000	457,100	
74	235,500	277,500	340,200	382,000	421,500	457,700	
75	236,500	278,900	341,700	383,100	422,000	458,300	
76	237,600	280,300	343,200	384,200	422,500	458,900	
77	238,400	281,400	344,400	385,100	423,100	459,400	
78	239,400	282,700	346,100	385,800	423,700	460,100	
79	240,400	283,900	347,800	386,600	424,300	460,800	
80	241,400	285,200	349,500	387,400	424,900	461,500	
81	242,100	286,500	351,000	388,000	425,400	462,000	
82	243,200	287,600	352,500	388,800	426,000		
83	244,300	288,800	353,900	389,700	426,600		
84	245,400	290,000	355,400	390,600	427,200		
85	246,300	290,900	356,600	391,300	427,800		
86	247,100	292,000	357,800	392,000	428,400		
87	247,900	293,200	359,100	392,700	429,000		
88	248,700	294,400	360,400	393,400	429,600		
89	249,400	295,400	361,500	393,900	430,100		
90	250,100	296,400	362,300	394,700	430,700		
91	250,800	297,400	363,100	395,500	431,300		
92	251,500	298,400	363,900	396,300	431,900		
93	252,000	299,100	364,500	396,900	432,400		
94	252,500	300,000	365,200	397,700	433,000		
95	253,000	300,900	365,900	398,500	433,600		
96	253,500	301,800	366,600	399,300	434,200		
97	253,900	302,600	367,100	400,200	434,700		
98		303,500	367,800	400,700	435,300		
99		304,400	368,500	401,200	435,900		
100		305,300	369,200	401,700	436,500		
101		305,900	369,800	402,300	437,100		
102		306,700	370,400	402,800	437,900		
103		307,600	371,000	403,300	438,700		
104		308,500	371,600	403,800	439,500		

105		309,100	372,300	404,300	440,100		
106		309,700	372,800	404,800			
107		310,300	373,300	405,300			
108		310,900	373,800	405,800			
109		311,400	374,200	406,300			
110		311,900	374,700	406,800			
111		312,400	375,200	407,300			
112		312,900	375,700	407,800			
113		313,200	376,100	408,300			
114		313,700	376,600	408,800			
115		314,200	377,100	409,300			
116		314,700	377,600	409,800			
117		315,200	377,900	410,400			
118		315,700	378,400	410,900			
119		316,200	378,900	411,400			
120		316,700	379,400	411,900			
121		317,100	380,000	412,500			
122				413,100			
123				413,700			
124				414,300			
125				414,800			
126				415,400			
127				416,000			
128				416,600			
129				417,000			

備考 この表は、薬剤師、心理療法士、診療放射線技師、栄養士、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額（平成5年4月1日以降の採用者に適用）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1	134,400	149,400	196,200	261,100	316,300	355,400	400,000
2	135,400	150,700	197,900	263,000	318,500	357,900	402,600
3	136,400	152,000	199,600	264,900	320,700	360,400	405,200
4	137,400	153,300	201,300	266,800	322,900	363,000	407,800
5	138,400	154,500	203,000	268,500	325,000	365,400	410,200
6	139,500	155,900	204,800	270,700	326,800	367,900	412,600
7	140,600	157,300	206,600	272,800	328,600	370,400	415,000
8	141,700	158,700	208,400	275,000	330,500	373,000	417,400
9	142,800	160,100	209,900	277,000	332,200	375,500	419,700
10	143,900	161,600	211,500	279,100	334,300	378,000	422,100
11	145,000	163,000	213,100	281,200	336,500	380,500	424,500
12	146,100	164,400	214,700	283,400	338,700	383,000	426,900
13	147,200	165,700	216,400	285,300	340,700	385,400	429,100
14	148,400	167,700	218,400	287,600	342,600	387,700	431,400
15	149,600	169,700	220,400	289,900	344,500	390,000	433,700
16	150,800	171,600	222,400	292,200	346,500	392,400	436,100
17	152,000	173,400	224,200	294,200	348,200	394,700	438,300
18	153,400	175,300	226,000	296,500	349,900	396,800	440,600
19	154,800	177,200	227,800	298,800	351,700	398,900	442,900
20	156,200	179,100	229,600	301,100	353,400	401,100	445,300
21	157,700	181,000	231,000	303,300	355,000	403,200	447,600
22	159,200	182,700	232,900	305,200	356,600	405,200	449,400
23	160,700	184,400	234,800	307,200	358,200	407,200	451,200
24	162,100	186,100	236,700	309,200	359,800	409,200	453,100
25	163,400	187,600	238,700	311,000	361,300	411,100	454,800
26	165,500	189,300	240,600	313,100	363,300	413,000	456,500
27	167,600	191,000	242,500	315,200	365,400	414,900	458,300
28	169,700	192,700	244,400	317,400	367,500	416,800	460,100
29	171,600	194,100	246,300	319,300	369,400	418,600	461,700
30	173,600	196,000	247,900	321,400	371,500	420,100	462,600
31	175,600	197,900	249,500	323,500	373,600	421,700	463,500
32	177,600	199,800	251,100	325,700	375,700	423,300	464,400

33	179,500	201,500	252,500	327,700	377,600	424,700	465,300
34	181,300	203,300	254,200	329,800	379,500	426,100	466,100
35	183,100	205,100	255,900	332,000	381,500	427,500	466,900
36	184,900	206,900	257,600	334,200	383,500	429,000	467,700
37	186,500	208,200	259,100	336,200	385,300	430,300	468,300
38	188,100	209,900	260,800	338,200	387,000	431,400	469,100
39	189,700	211,600	262,400	340,200	388,700	432,500	469,900
40	191,300	213,400	264,100	342,300	390,400	433,600	470,700
41	192,700	215,100	265,700	344,100	391,900	434,500	471,400
42	194,300	216,700	267,100	345,800	393,500	435,300	472,200
43	195,900	218,300	268,600	347,600	395,100	436,100	473,000
44	197,500	220,000	270,100	349,400	396,700	436,900	473,800
45	198,900	221,400	271,300	350,900	398,100	437,600	474,600
46	200,500	223,100	273,100	352,400	399,800	438,500	475,300
47	202,100	224,800	274,900	353,900	401,500	439,400	476,000
48	203,700	226,600	276,800	355,500	403,300	440,400	476,700
49	205,400	228,200	278,600	356,900	404,900	441,300	477,500
50	207,000	229,900	280,600	358,100	406,600	442,000	478,300
51	208,600	231,600	282,500	359,400	408,300	442,700	479,100
52	210,200	233,300	284,400	360,600	409,900	443,500	479,900
53	211,600	234,900	286,200	361,500	411,400	444,200	480,500
54	213,000	236,300	288,100	362,800	412,700	444,900	481,200
55	214,300	237,700	290,000	364,200	414,000	445,600	481,900
56	215,700	239,100	292,000	365,500	415,400	446,300	482,600
57	217,100	240,600	293,600	366,700	416,600	446,900	483,300
58	218,400	242,100	295,500	367,800	417,500	447,600	484,000
59	219,600	243,600	297,400	368,900	418,400	448,300	484,700
60	220,900	245,100	299,300	370,000	419,300	449,000	485,400
61	221,800	246,400	301,000	371,000	420,000	449,500	486,100
62	223,000	248,000	302,800	371,900	420,800	450,100	486,800
63	224,100	249,600	304,600	372,800	421,600	450,700	487,500
64	225,300	251,200	306,500	373,700	422,400	451,300	488,200
65	226,200	252,700	308,000	374,500	423,000	451,900	488,900
66	227,400	254,500	309,800	375,300	423,700	452,500	489,700
67	228,500	256,300	311,600	376,100	424,400	453,100	490,500
68	229,600	258,100	313,500	376,900	425,100	453,700	491,300

69	230,400	259,700	315,100	377,500	425,600	454,400	491,900
70	231,500	261,300	316,800	378,400	426,200	455,100	
71	232,500	263,000	318,500	379,300	426,800	455,800	
72	233,600	264,700	320,300	380,200	427,400	456,500	
73	234,400	266,100	321,900	380,900	428,000	457,100	
74	235,500	267,400	323,600	382,000	428,700	457,700	
75	236,500	268,700	325,300	383,100	429,400	458,300	
76	237,600	270,000	327,000	384,200	430,100	458,900	
77	238,400	271,100	328,600	385,100	430,600	459,400	
78	239,400	272,400	330,000	385,800	431,100	460,100	
79	240,400	273,800	331,400	386,600	431,600	460,800	
80	241,400	275,100	332,800	387,400	432,100	461,500	
81	242,100	276,200	334,000	388,000	432,500	462,000	
82	243,200	277,500	335,200	388,800	433,100		
83	244,300	278,900	336,500	389,700	433,700		
84	245,400	280,300	337,800	390,600	434,300		
85	246,300	281,400	338,800	391,300	434,700		
86	247,100	282,700	340,200	392,000	435,200		
87	247,900	283,900	341,700	392,700	435,700		
88	248,700	285,200	343,200	393,400	436,200		
89	249,400	286,500	344,400	393,900	436,700		
90	250,100	287,600	346,100	394,700	437,200		
91	250,800	288,800	347,800	395,500	437,700		
92	251,500	290,000	349,500	396,300	438,300		
93	252,000	290,900	351,000	396,900	438,800		
94	252,500	292,000	352,500	397,700	439,400		
95	253,000	293,200	353,900	398,500	440,000		
96	253,500	294,400	355,400	399,300	440,600		
97	253,900	295,400	356,600	400,200	441,000		
98		296,400	357,800	400,700	441,500		
99		297,400	359,100	401,200	442,000		
100		298,400	360,400	401,700	442,500		
101		299,100	361,500	402,300	443,000		
102		300,000	362,300	402,800			
103		300,900	363,100	403,300			
104		301,800	363,900	403,800			

105		302,600	364,500	404,300		
106		303,500	365,200	404,800		
107		304,400	365,900	405,300		
108		305,300	366,600	405,800		
109		305,900	367,100	406,300		
110		306,700	367,800	406,800		
111		307,600	368,500	407,300		
112		308,500	369,200	407,800		
113		309,100	369,800	408,300		
114		309,700	370,400	408,800		
115		310,300	371,000	409,300		
116		310,900	371,600	409,800		
117		311,400	372,300	410,400		
118		311,900	372,800	410,900		
119		312,400	373,300	411,400		
120		312,900	373,800	411,900		
121		313,200	374,200	412,500		
122		313,700	374,700	413,100		
123		314,200	375,200	413,700		
124		314,700	375,700	414,300		
125		315,200	376,100	414,800		
126		315,700	376,600	415,400		
127		316,200	377,100	416,000		
128		316,700	377,600	416,600		
129		317,100	377,900	417,000		
130			378,400			
131			378,900			
132			379,400			
133			380,000			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

医療職給料表(3)に係る給料月額(平成5年3月31日以前の採用者に適用)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円	円	円	円
1			210,200	268,200	316,300	355,400	400,000
2			211,600	269,800	318,500	357,900	402,600
3			213,000	271,500	320,700	360,400	405,200
4			214,400	273,200	322,900	363,000	407,800
5			215,900	274,600	325,000	365,400	410,200
6			217,700	276,600	326,800	367,900	412,600
7			219,500	278,500	328,600	370,400	415,000
8			221,300	280,500	330,500	373,000	417,400
9			222,900	282,300	332,200	375,500	419,700
10			224,600	284,100	334,300	378,000	422,100
11			226,300	285,900	336,500	380,500	424,500
12			228,000	287,700	338,700	383,000	426,900
13		186,500	229,600	289,200	340,700	385,400	429,100
14		188,000	231,300	291,100	342,600	387,700	431,400
15		189,500	233,100	293,000	344,500	390,000	433,700
16		191,000	234,800	294,900	346,500	392,400	436,100
17		192,400	236,300	296,500	348,200	394,700	438,300
18		194,000	237,800	298,400	349,900	396,800	440,600
19		195,600	239,300	300,300	351,700	398,900	442,900
20		197,200	240,800	302,200	353,400	401,100	445,300
21		198,600	242,100	304,000	355,000	403,200	447,600
22		199,900	243,700	305,800	356,600	405,200	449,400
23		201,200	245,300	307,600	358,200	407,200	451,200
24		202,400	246,900	309,400	359,800	409,200	453,100
25		203,400	248,400	311,000	361,300	411,100	454,800
26		204,800	249,900	313,100	363,300	413,000	456,500
27		206,200	251,400	315,200	365,400	414,900	458,300
28		207,600	252,900	317,400	367,500	416,800	460,100
29		208,800	254,200	319,300	369,400	418,600	461,700
30		210,400	255,500	321,400	371,500	420,100	462,600
31		212,000	256,800	323,500	373,600	421,700	463,500
32		213,600	258,100	325,700	375,700	423,300	464,400

33	215,100	259,200	327,700	377,600	424,700	465,300
34	216,800	260,500	329,800	379,500	426,100	466,100
35	218,500	261,800	332,000	381,500	427,500	466,900
36	220,200	263,100	334,200	383,500	429,000	467,700
37	221,300	264,400	336,200	385,300	430,300	468,300
38	222,800	265,700	338,200	387,000	431,400	469,100
39	224,300	267,000	340,200	388,700	432,500	469,900
40	225,900	268,300	342,300	390,400	433,600	470,700
41	227,400	269,500	344,100	391,900	434,500	471,400
42	228,600	270,600	345,800	393,500	435,300	472,200
43	229,800	271,800	347,600	395,100	436,100	473,000
44	231,100	273,000	349,400	396,700	436,900	473,800
45	232,000	273,900	350,900	398,100	437,600	474,600
46	233,200	275,400	352,400	399,800	438,500	475,300
47	234,400	276,900	353,900	401,500	439,400	476,000
48	235,600	278,500	355,500	403,300	440,400	476,700
49	236,600	279,900	356,900	404,900	441,300	477,500
50	237,800	281,600	358,100	406,600	442,000	478,300
51	239,000	283,400	359,400	408,300	442,700	479,100
52	240,200	285,100	360,600	409,900	443,500	479,900
53	241,400	286,700	361,500	411,400	444,200	480,500
54	242,300	288,500	362,800	412,700	444,900	481,200
55	243,200	290,300	364,200	414,000	445,600	481,900
56	244,100	292,100	365,500	415,400	446,300	482,600
57	245,100	293,600	366,700	416,600	446,900	483,300
58	246,100	295,500	367,800	417,500	447,600	484,000
59	247,100	297,400	368,900	418,400	448,300	484,700
60	248,100	299,300	370,000	419,300	449,000	485,400
61	248,800	301,000	371,000	420,000	449,500	486,100
62	249,900	302,800	371,900	420,800	450,100	486,800
63	251,000	304,600	372,800	421,600	450,700	487,500
64	252,200	306,500	373,700	422,400	451,300	488,200
65	253,200	308,000	374,500	423,000	451,900	488,900
66	254,800	309,800	375,300	423,700	452,500	489,700
67	256,500	311,600	376,100	424,400	453,100	490,500
68	258,200	313,500	376,900	425,100	453,700	491,300

69	259,700	315,100	377,500	425,600	454,400	491,900
70	261,300	316,800	378,400	426,200	455,100	
71	263,000	318,500	379,300	426,800	455,800	
72	264,700	320,300	380,200	427,400	456,500	
73	266,100	321,900	380,900	428,000	457,100	
74	267,400	323,600	382,000	428,700	457,700	
75	268,700	325,300	383,100	429,400	458,300	
76	270,000	327,000	384,200	430,100	458,900	
77	271,100	328,600	385,100	430,600	459,400	
78	272,400	330,000	385,800	431,100	460,100	
79	273,800	331,400	386,600	431,600	460,800	
80	275,100	332,800	387,400	432,100	461,500	
81	276,200	334,000	388,000	432,500	462,000	
82	277,500	335,200	388,800	433,100		
83	278,900	336,500	389,700	433,700		
84	280,300	337,800	390,600	434,300		
85	281,400	338,800	391,300	434,700		
86	282,700	340,200	392,000	435,200		
87	283,900	341,700	392,700	435,700		
88	285,200	343,200	393,400	436,200		
89	286,500	344,400	393,900	436,700		
90	287,600	346,100	394,700	437,200		
91	288,800	347,800	395,500	437,700		
92	290,000	349,500	396,300	438,300		
93	290,900	351,000	396,900	438,800		
94	292,000	352,500	397,700	439,400		
95	293,200	353,900	398,500	440,000		
96	294,400	355,400	399,300	440,600		
97	295,400	356,600	400,200	441,000		
98	296,400	357,800	400,700	441,500		
99	297,400	359,100	401,200	442,000		
100	298,400	360,400	401,700	442,500		
101	299,100	361,500	402,300	443,000		
102	300,000	362,300	402,800			
103	300,900	363,100	403,300			
104	301,800	363,900	403,800			

105		302,600	364,500	404,300		
106		303,500	365,200	404,800		
107		304,400	365,900	405,300		
108		305,300	366,600	405,800		
109		305,900	367,100	406,300		
110		306,700	367,800	406,800		
111		307,600	368,500	407,300		
112		308,500	369,200	407,800		
113		309,100	369,800	408,300		
114		309,700	370,400	408,800		
115		310,300	371,000	409,300		
116		310,900	371,600	409,800		
117		311,400	372,300	410,400		
118		311,900	372,800	410,900		
119		312,400	373,300	411,400		
120		312,900	373,800	411,900		
121		313,200	374,200	412,500		
122		313,700	374,700	413,100		
123		314,200	375,200	413,700		
124		314,700	375,700	414,300		
125		315,200	376,100	414,800		
126		315,700	376,600	415,400		
127		316,200	377,100	416,000		
128		316,700	377,600	416,600		
129		317,100	377,900	417,000		
130			378,400			
131			378,900			
132			379,400			
133			380,000			

備考 この表は、看護等に従事する助産師、看護師及び保健師に適用する。

技能業務職給料表

職 務 の 級	1 級	2 級	3 級
号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円
1	134,400	142,800	238,700
2	135,400	144,000	240,600
3	136,400	145,200	242,500
4	137,400	146,300	244,400
5	138,400	147,300	246,300
6	139,500	148,500	247,900
7	140,600	149,700	249,500
8	141,700	150,900	251,100
9	142,800	152,100	252,500
10	144,000	153,600	254,200
11	145,200	155,100	255,900
12	146,300	156,600	257,600
13	147,300	158,100	259,100
14	148,500	159,700	260,800
15	149,700	161,300	262,500
16	150,900	162,800	264,200
17	152,100	164,200	265,700
18	153,600	166,300	267,100
19	155,100	168,400	268,600
20	156,600	170,500	270,100
21	158,000	172,400	271,300
22	159,600	174,600	273,100
23	161,200	176,800	274,900
24	162,700	179,000	276,800
25	164,100	181,100	278,600
26	166,200	182,800	280,500
27	168,300	184,500	282,500
28	170,300	186,200	284,400
29	172,200	187,600	286,200
30	174,100	189,300	288,100
31	176,000	191,000	290,000
32	177,900	192,700	292,000

33	179,700	194,100	293,600
34	181,300	196,000	295,500
35	182,900	197,900	297,400
36	184,500	199,800	299,300
37	185,800	201,500	301,000
38	187,400	203,300	302,800
39	189,000	205,100	304,600
40	190,600	206,900	306,400
41	192,200	208,200	308,000
42	194,000	209,900	309,800
43	195,800	211,600	311,600
44	197,600	213,400	313,500
45	199,200	215,100	315,100
46	200,900	216,700	316,800
47	202,600	218,300	318,500
48	204,300	220,000	320,300
49	205,900	221,400	321,900
50	207,700	223,100	323,600
51	209,500	224,800	325,300
52	211,300	226,600	327,000
53	212,800	228,200	328,600
54	214,600	229,900	330,000
55	216,300	231,600	331,400
56	218,100	233,300	332,800
57	219,900	234,900	334,000
58	221,600	236,300	335,200
59	223,200	237,700	336,500
60	224,900	239,100	337,800
61	226,100	240,600	338,800
62	227,700	242,100	340,200
63	229,300	243,600	341,700
64	230,900	245,100	343,200
65	232,300	246,400	344,400
66	233,700	248,000	346,100
67	235,100	249,600	347,800
68	236,500	251,200	349,500

69	237,600	252,700	351,000
70	239,000	254,500	352,500
71	240,400	256,300	353,900
72	241,800	258,100	355,400
73	242,900	259,700	356,600
74	244,400	261,300	357,800
75	245,900	263,000	359,100
76	247,400	264,700	360,400
77	248,800	266,100	361,500
78	250,300	267,400	362,500
79	251,800	268,700	363,500
80	253,300	270,000	364,600
81	254,700	271,100	365,600
82	256,000	272,400	366,800
83	257,300	273,800	368,000
84	258,600	275,100	369,200
85	259,800	276,200	370,300
86	261,100	277,500	371,800
87	262,400	278,900	373,300
88	263,700	280,300	374,800
89	264,900	281,400	376,100
90	266,000	282,700	377,800
91	267,200	284,000	379,500
92	268,400	285,300	381,200
93	269,400	286,500	382,800
94	270,900	287,600	384,200
95	272,500	288,700	385,700
96	274,000	289,900	387,200
97	275,200	290,800	388,500
98	276,600	292,000	389,700
99	278,000	293,200	390,900
100	279,400	294,400	392,000
101	280,700	295,400	393,000
102	281,600	296,400	394,000
103	282,600	297,400	395,000
104	283,600	298,400	396,000

105	284,400	299,100	396,900
106	285,300	300,000	397,700
107	286,200	300,900	398,500
108	287,100	301,800	399,300
109	287,700	302,600	400,200
110	288,500	303,500	400,700
111	289,400	304,400	401,200
112	290,200	305,300	401,700
113	290,900	305,900	402,300
114	291,400	306,700	402,800
115	291,900	307,600	403,300
116	292,500	308,500	403,800
117	292,900	309,100	404,300
118	293,400	309,700	404,800
119	293,900	310,300	405,300
120	294,400	310,900	405,800
121	294,700	311,400	406,300
122	295,200	311,900	406,800
123	295,700	312,400	407,300
124	296,200	312,900	407,800
125	296,500	313,200	408,300
126	296,900	313,700	
127	297,300	314,200	
128	297,700	314,700	
129	297,900	315,200	
130	298,200	315,700	
131	298,600	316,200	
132	299,000	316,700	
133	299,200	317,100	
134	299,600		
135	300,000		
136	300,400		
137	300,600		

備考 この表は、業務員、技術員及び介護士に適用する。